平成31年２月28日

平成31年第１回神奈川県議会定例会

文 教 常 任 委 員 会 報 告 資 料

教 育 委 員 会

目　　次

Ⅰ　教育委員会における障がい者雇用促進に係る取組について---------- 1

Ⅱ　県有施設の見直しに係る整理について ---------- 10

Ⅲ　「かながわグランドデザイン　第２期実施計画　点検報告書（案)」について ----------16

Ⅳ　市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けた取組みについて----------19

Ⅴ　新まなびや計画の取組状況について----------21

Ⅵ　教員の働き方改革の推進について---------- 23

Ⅶ　平成32年度再編・統合対象校の設置計画（案）について---------- 28

Ⅷ　県立横浜国際高等学校の「国際バカロレア校」認定について----------30

Ⅸ　「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～（案)」について --32

Ⅹ　県立図書館再整備の状況と今後の取組等について---------- 36

Ⅰ　教育委員会における障がい者雇用促進に係る取組について

1　概要

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、事業主における障がい者の雇用義務の達成状況について、平成29年６月１日現在の国に報告した教育委員会の障がい者数は409名であったが、このうち132名については、厚生労働省の定める「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に則った確認をしていなかったことが判明した。

議会における議論等を踏まえ、現在、教育委員会では「神奈川県教育委員会障がい者雇用促進検討会議」において、障がい者雇用の促進及び制度的課題等について検討を行っている。また、全任命権者の人事所管課で構成する「障がい者雇用検討会」及び第三者による検証組織である「障がい者雇用促進検討委員会」において、原因究明及び再発防止策、障がい者雇用促進策、障がい者雇用制度のあり方等について検討を行っている。

ついては、教育委員会の現在の検討状況について、次のとおり報告する。

2　障がい者雇用状況の報告誤りの原因について

○　人事所管課において、各所属からの報告に加え、税務情報や休職者情報を含む人事情報等によって、ガイドラインに則った確認をせず、その時点で障がいがあると考えられる者を計上していた。

○　こうしたことが行われてきた点については、ガイドラインへの認識不足、毎年の国の通知の解釈の誤り、前例の踏襲などが背景となっていたと考えられる。

○　さらにもう一歩掘り下げれば、法定雇用率を下回っていたため、国から勧告を受けたということもあり、その時々、それぞれの担当者や決裁権者である管理職の中に、法定雇用率達成へのプレッシャーがあったものと考えられる。

3　再発防止策

平成31年６月１日報告においては、ガイドラインに則った確認を確実に担保するために、障がい者手帳等の写しの提出を求めるなどの対応を徹底する。

4　今後の障がい者雇用への取組

(1) 現状と課題

ア　現状

(ｱ) 障がい者雇用の状況

平成30年６月１日現在、教育委員会の障がい者雇用の状況は次表記載のとおり、障がい者数は重度換算（※）345.5人、障がい者雇用率（以下「雇用率」という。）は1.53％であり、法定雇用率の2.40％を下回っており、法定雇用率に対する不足数は196.5人である。

※重度換算：障がいの程度や労働時間により換算した人数

(ｲ) 職種別の状況

その他職員（教員以外）の障がい者数が100人（雇用率4.79％）に対し、教育委員会の教職員の約９割を占める教員の障がい者数が141人（雇用率1.10％）であり、教員の割合は低い状況にある。

	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 （　）内は実人数	雇用率	不足数
教員	19,984.0人	220.5（141）人	1.10%	
その他職員 （教員以外）	2,607.0人	125.0（100）人	4.79%	
計	22,591.0人	345.5（241）人	1.53%	196.5人

(ｳ) これまでの障がい者雇用（新規採用）の取組

① 教員

身体障害者特別選考、大学推薦の身体障害者区分を実施

② その他職員（教員以外）

「障がいのある人を対象とした神奈川県職員採用選考」の中で、行政事務職員及び公立小中学校事務職員の採用を実施

イ 課題

(ｱ) 本県の課題

教育委員会において、平成30年10月17日から10月31日まで障がい者雇用に関するアンケート調査を実施した。「神奈川県教育委員会障がい者雇用促進検討会議」（教育委員会内検討会議）において、その結果の分析を行ったところ、次のとおりであった。

① 障がいのある方が働きやすい職場環境

「施設等のバリアフリー化を推進すべきである」との意見が多数あることから、現状において、主に身体障がい者にとってハード面の整備が十分ではないとの認識があり、一層の整備が求められていると考えられる。

② 障がいのあることを申し出しやすい職場づくり

「障がいに対する理解や配慮を促進するための意識啓発をすべきである」との意見が多数あることから、心理面の障壁を取り除くための研修等の実施が求められていると考えられる。

③ 障がい者雇用全般

「法定雇用率ありきではなく、教職員の負担という点を含めて働きやすい職場をつくるべきである」との意見がある一方で、「さらに障がい者雇用を促進するべきである」との意見とともに「障がい者が能力や適性を発揮できるような雇用を進めるべきである」との意見があった。

このことから、教職員の意識面を含めて、すべての人が生きがいを持って働けるような職場づくりを進めるとともに、障がい者が能力や適性を発揮できるような雇用

を進めていくことが求められていると考えられる。

(ｲ) 制度的課題

○　ガイドラインでは、本人が障がい者雇用状況の報告に利用することに対して同意することが必須であるため、たとえ本人が障がい者手帳等を有していたとしても、同意がなければ雇用率に計上できず、障がい者雇用の実態と乖離するといった障がい者雇用状況報告上の課題がある。

○　県教育委員会の職員は、免許資格職である教員が約９割を占めており、その採用の前提として教員免許の取得が必要であるが、大学等の教員養成機関での障がい者の割合は決して多くないといった構造的な課題がある。

○　その他、今後、検討しなければならない課題としては、市町村立学校教職員の人件費は、県費負担である一方、学校施設整備については市町村負担であり、職員の任用と施設整備がねじれている状況のため、配置にあたって柔軟な対応が難しいといった実態がある。

(2)　障がい者雇用促進に向けた取組

ア　採用計画

○　平成30年６月１日現在の雇用率が法定雇用率を下回ったことから、法令等に基づき、平成31年１月１日を始期とし、平成32年12月31日を終期とする採用計画を作成し、国（神奈川労働局）へ提出している。

○　具体的な職種については、平成31年度は従来から行っている教員、行政事務、小中事務に加え、新たに学校技能員の採用を予定している。学校技能員については、障がい者の能力や適性を生かす雇用の拡充の検討において、免許・資格が不要であり、幅広く募集ができること、他の職員によるサポートが容易であること、今後、各所属に均等に配置できること等の観点により、採用することとし、平成31年２月６日から募集を開始した。

○　平成32年度に向けて、障がい者雇用に係る職種・職域の拡大を図るよう、引き続き検討することとする。

イ　働きやすい職場づくり

次の具体的な取組について引き続き検討し、来年度以降、できるところから速やかに取り組む。

①　バリアフリー化の推進

②　研修の実施

③　サポート体制等の充実

5　今後の予定

今年度内を目途に、教育委員会としての原因究明、再発防止策及び今後の障がい者雇用への取組について、とりまとめを行う。

【参考１】　公立学校施設におけるバリアフリー設備の整備状況

(1)　県立高等学校等

県立高等学校等施設のバリアフリー設備の整備状況（神奈川県）

平成31年1月1日現在

区分	総学校数	内バリアフリー設備設置校数	スロープ等※1	多目的トイレ		エレベーター			自動ドア等	その他※2
				設置済校	設置済箇所数	設置済校	設置台数	校舎・屋内運動場がすべて平屋建		
	（校）	（校）	（校）	（校）	（箇所）	（校）	（台）	（校）	（校）	（校）
高等学校※3	144	140 (97.2%)	119 (82.6%)	120 (83.3%)	364	39 (27.1%)	45	0	22 (15.3%)	124 (86.1%)

※1　スロープ等には車いす用昇降機を含む。
※2　その他の具体例は、点字ブロック、階段手すり等。
※3　中等教育学校を含む。

(2)　市町村立小中学校

市町村立小中学校施設のバリアフリー設備の整備状況（神奈川県）

平成31年1月1日現在

区分	総学校数	内バリアフリー設備設置校数	スロープ等※1	多目的トイレ		エレベーター			自動ドア等	その他※2
				設置済校	設置済箇所数	設置済校	設置台数	校舎・屋内運動場がすべて平屋建		
	（校）	（校）	（校）	（校）	（箇所）	（校）	（台）	（校）	（校）	（校）
小学校※3	856	854 (99.8%)	760 (88.8%)	794 (92.8%)	2,589	317 (37.0%)	350	0	202 (23.6%)	769 (89.8%)
中学校	411	409 (99.5%)	369 (89.8%)	395 (96.1%)	1,316	159 (38.7%)	177	0	98 (23.8%)	363 (88.3%)
計	1,267	1,263 (99.7%)	1,129 (89.1%)	1,189 (93.8%)	3,905	476 (37.6%)	527	0	300 (23.7%)	1,132 (89.3%)

※1　スロープ等には車いす用昇降機を含む
※2　その他の具体例は、点字ブロック、階段手すり等
※3　義務教育学校を含む

【参考２】　検討状況

(1)　「神奈川県教育委員会障がい者雇用促進検討会議」（教育委員会内検討会議）

ア　目的

神奈川県教育委員会における障がい者雇用の促進及び制度的課題等について検討する。

イ　検討事項

・　障がい者雇用の促進方策に関すること
・　障がい者雇用の制度的課題に関すること
・　その他障がい者雇用に関すること

ウ　構成員

教育局総務室長、教育局総務室管理担当課長、教育局行政部教育施設課長、教育局行政部教職員人事課長、教育局インクルーシブ教育推進課長、教育局指導部高校教育課長、教育局支援部特別支援教育課長、県立横浜翠嵐高等学校長、県立保土ケ谷養護学校長、県央教育事務所長

エ　開催状況

第１回（平成30年11月16日）、第２回（平成30年12月７日）
第３回（平成30年12月21日）、第４回（平成31年１月25日）

オ　具体的な議論の内容

教育委員会の全教職員及び市町村教育委員会を対象に実施した障がい者雇用に関するアンケート調査について分析を行い、教育委員会における障がい者雇用の促進に係る課題を明らかにし、障がい者が働きやすい職場づくりについて検討している。

また、障がい者雇用を推進するため、障がい者採用計画及び障がい者の能力や適性を生かす雇用の拡充について検討している。

さらに、教育委員会における障がい者採用に係る制度的課題について検討している。

(2) 「障がい者雇用検討会」（全庁検討会）

ア　目的

障害者雇用率の国への報告にあたり、適切でない事務処理があったことについて原因を究明し、再発防止策や、雇用主として今後の障がい者雇用のあり方を検討する。

イ　検討事項

・　不適切な計上が行われた経緯と背景の検証に関すること
・　再発防止策の策定に関すること
・　障がい者雇用の促進に関すること

ウ　構成員

総務局組織人材部人事課長、企業局総務室管理担当課長、議会局管理担当課長、教育局総務室管理担当課長、教育局行政部教職員人事課長、警務部警務課長

エ　開催状況

第１回（平成30年９月６日）、第２回（平成30年10月24日）
第３回（平成30年11月19日）

オ　具体的な議論の内容

再発防止策として、障がい者雇用状況の報告誤りをしないための事務手続きについて検討している。

(ｱ) 採用前の確認について

障がいのある人を対象とした採用試験の合格者について、採用意向を確認する書類に障害者雇用状況報告の対象とすることを明記するとともに、採用前面談において人事担当者が手帳の確認を行う。

(ｲ) 採用後の確認について

ガイドラインに則り、１年に１回、人事担当課から、メールの送信や書類の配布等画一的な手段で全職員へ調査の趣旨や実施方法等を周知して調査を行う。また、前年度と回答状況の異なる職員に対しては確認を行う。なお、原則、障がい者手帳等の写しの提出を求める。

(3) 「障がい者雇用促進検討委員会」（第三者による検証組織）

ア　目的

「障がい者雇用検討会」で検討した再発防止策などを検証するとともに、地方自治体における障がい者雇用促進に係る制度のあり方を検討する。

イ　検討事項

・　障がい者雇用検討会で検討した再発防止策などの検証

・　地方自治体における障がい者雇用促進に係る制度のあり方の検討

ウ　構成員

委員長　眞保　智子　法政大学現代福祉学部教授

委　員　内嶋　順一　弁護士

委　員　伊部　智隆　(社福)神奈川県社会福祉協議会参事

エ　開催状況（協議内容）

第１回（平成30年11月９日）、第２回（平成30年11月27日）

第３回（平成30年12月26日）、第４回（平成31年１月16日）

第５回（平成31年２月１日）、第６回（平成31年２月５日）

第７回（平成31年２月６日）

なお、第５回から第７回は、障がいのある方、関係団体へのヒアリングを実施した。

オ　具体的な議論の内容

障がい者雇用を促進するためには、必ずしも障害者雇用率を上げる手法だけでなく、「障がい者が働きやすい職場とは」という観点で検討している。そのためには、職場環境を整えるだけでなく、一緒に働く職員一人ひとりの意識の持ち方が重要であり、職員、特に管理監督者への障がい特性などの研修、上司などへの相談体制の整備、障がい者本人との定期的な話合いといった項目に整理して、その詳細について検討している。

Ⅱ　県有施設の見直しに係る整理について

緊急財政対策で掲げた「県有施設の見直しの方向性」を基本とした取組みを今年度で終了することから、見直しを継続している施設について、平成30年第３回県議会定例会の総務政策常任委員会に報告した「整理の方向性」に基づき、整理を行ったので報告する。

１　整理の概要

(1)　整理対象

県民利用施設：13施設

出先機関：18機関

(2)　整理結果

・　「見直しの達成が見込まれる施設」は５施設・３機関である。

・　「現時点で見直しの確実な達成が見込めない施設」のうち、「当面見直し達成が見込めない施設」は２施設、「今後も見直しを継続する施設」は６施設・15機関である。＜対象施設・機関は「参考」参照＞

県有施設の見直しに係る整理結果

	県民利用施設	出先機関
見直しを終了した県有施設（廃止・移譲等）	54 施設	54 機関
現行運営を継続（運営改善）：県民利用施設 効率的な業務運営を継続：出先機関	57 施設	26 機関
見直しを継続している県有施設	13 施設	18 機関
見直しの達成が見込まれる施設	５施設	３機関
現時点での見直しの確実な達成が見込めない施設	８施設	15 機関
当面見直し達成が見込めない施設	２施設	０機関
今後も見直しを継続する施設	６施設	15 機関
合計	124 施設	98 機関

２　今後の対応

・　「当面見直し達成が見込めない施設」に整理した２施設については、現行運営を継続し、適正な運営に努めていく。

・　「今後も見直しを継続する施設」に整理した６施設・15機関については、３年以内に結論を出し、その結果を所管常任委員会に報告する。

・　なお、緊急財政対策で掲げた「県有施設の見直しの方向性」を基本とした県有施設の見直しは本年度に終了するが、今後も県民利用施設

及び出先機関については、必要に応じた見直しを継続的に行う。

【参考】県有施設の見直しに係る整理結果の一覧

1　県民利用施設

(1)　見直しの達成が見込まれる施設

	所管局	施設名 （所在市町村）	取組みの方向性	取組内容（今後の予定含む）
1	国際文化観光局	国際言語文化アカデミア （横浜市）	機関評価の前倒し実施により、今後の方向性を判断	29 年度に実施した機関評価を踏まえ、32 年度末に廃止予定（33 年度から事業は他の機関で実施等を予定）
2	教育局	県立図書館 （横浜市）	生涯学習情報センターを廃止し、その機能を集約化 閲覧・貸出機能の継続 川崎図書館及びかながわ女性センターの蔵書の受入れ、相互貸借システムの拡充などの広域的サービスについて検討 収蔵スペースや展示機能の充実を図るため、建物の建替え・改修について検討	26 年度当初に生涯学習情報センターの機能を集約化 26 年度にかながわ女性センターの蔵書を受入れ 29 年度に相互貸借システムへの参加希望機関の受入れにより、広域的サービスの充実 35 年度以降に再整備完了予定 （川崎図書館の一部蔵書の受入予定）
3	教育局	近代美術館 （葉山館） （葉山町）	廃止する鎌倉本館の機能を葉山館及び鎌倉別館へ集約化	27 年度末に鎌倉本館を廃止 28 年度に葉山館への機能集約を実施 31 年度に鎌倉別館への機能集約を実施予定
4	教育局	近代美術館 （鎌倉別館） （鎌倉市）		
5	教育局	体育センター （藤沢市）	東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興の拠点等としての再整備を検討 総合教育センターとの一体的な整備に向けて検討	総合教育センターとの一体的な整備を 28 年度から実施 31 年度中にスポーツ施設の整備を完了し、32 年度からスポーツ局に移管の上、スポーツセンターとして供用開始予定

(2)　現時点で見直しの確実な達成が見込めない施設

ア　当面見直し達成が見込めない施設

	所管局	施設名 （所在市町村）	取組みの方向性	取組みの方向性を「現行運営の継続（運営改善）」にする理由
1	国際文化観光局	地球市民かながわプラザ （横浜市）	機能を精査し、他機関との集約化について検討	本施設は、事業の充実等により施設利用者も毎年増加するなど、有効かつ効率的に運営されている。 今後、外国籍県民の一層の増加が見込まれ、国際理解や多文化共生の推

				進がますます重要となることから、現行運営の継続に方向性を変更する。
2	福祉子どもみらい局	厚木精華園 （厚木市）	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告（26 年１月）を踏まえ、当面は現行運営の継続（運営改善） 高齢の知的障害者支援のモデル施設としての役割を終えた段階で民間への移譲について検討	入所施設における利用者の高齢化は、他の民間施設においても課題となっているが、県内には同園のような、主として高齢の知的障がい者を対象として支援し他施設への支援ノウハウの普及に取り組む施設はない。そのため、現行の指定管理期間中は指定管理者制度を継続し、モデル施設としての役割を引き続き果たすとともに、民間移譲について継続して検討していく。

イ　今後も見直しを継続する施設

	所管局	施設名 （所在市町村）	取組みの方向性	今後の取組内容
1	国際文化観光局	ユーシンロッジ （山北町） ※土地は下賜により取得	民間への移譲について検討	進入路となっている林道の状況等を踏まえ、33 年度までに検討し、結論を出す。
2	国際文化観光局	津久井湖観光センター （相模原市）	民間への移譲について検討	地元の意見を踏まえた調整を進め、33 年度までに検討し、結論を出す。
3	環境農政局	二町谷地区北公園 （三浦市）	市への移譲について検討	公園に隣接する三浦市所有の埋立地の利活用計画が決定された後、33 年度までに市への移譲（管理権限の移譲）の具体的内容を検討し、結論を出す。
4	福祉子どもみらい局	さがみ緑風園 （相模原市）	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告（26 年１月）を踏まえ、指定管理者制度の導入の可能性について検討	外部有識者による検討を踏まえ、33 年度までに指定管理者制度の導入可能性を検討し、結論を出す。
5	健康医療局	煤ケ谷診療所 （清川村）	村等への移譲について検討	医療ニーズや医療を取り巻く環境変化に対応するため、33 年度までに設置・運営主体のあり方を検討し、結論を出す。
6	県土整備局	湘南港 （藤沢市）	現行運営の継続 （運営改善） 利用料金制の導入	次期指定管理期間が開始する 34 年度に向けて利用料金制の導入を 32 年度までに検討し、結論を出す。

２　出先機関

(1)　見直しの達成が見込まれる施設

	所管局	機関名 （所在市町村）	取組みの方向性	取組内容（今後の予定含む）
1	国際文化観光局	パスポートセンター（２支所） （横浜市）	パスポートの申請受付・交付事務の移譲を希望する市町村に業務移譲	31 年 10 月 31 日に横浜市に権限移譲予定
2	企業庁	水道水質センター （寒川町）	県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の５事業者で連携を検討	27 年度に広域水質管理センターを設置し、水道水源水質検査業務等を一元化して実施 広域水質管理センター設置から４年が経過し、５事業者による連携を現状どおり継続することとした。
3	教育局	総合教育センター （藤沢市）	体育センターの教員研修機能を総合教育センターに統合	32 年度当初から体育センターの教員研修機能を総合教育センターに統合予定

(2)　現時点で見直しの確実な達成が見込めない施設

ア　今後も見直しを継続する施設

	所管局	機関名 （所在市町村）	取組みの方向性	今後の取組内容
1	政策局	地域県政総合センター （４機関） ［行政機関］ （横須賀市、厚木市、平塚市、小田原市）	市町村支援や地域振興、地域の防災拠点としての役割、環境・農政の機関等との業務のあり方を含めて、市町村の意見も踏まえつつ、地域県政総合センターのあり方について検討	市町村の意見や、関係局等との意見交換に基づく課題への対応を検討するとともに、国等における県と市町村の役割に係る議論を踏まえ、改めて今後のあり方を検討し、33 年度までに結論を出す。
2	総務局	給与事務センター （横浜市）	学校事務センターと再編・統合	再編・統合に向けて、制度運用の簡素化・統一化や執務場所等を検討し、33 年度までに結論を出す。
3	環境農政局	環境科学センター （平塚市）	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討	地域県政総合センターにおける今後のあり方の検討と併せて、あり方を検討し、33 年度までに結論を出す。
4	環境農政局	自然環境保全センター （厚木市）	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討	
5	環境農政局	横浜川崎地区農政事務所 ［行政機関］ （横浜市）	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討	

6	環境農政局	農業技術センター （４支所） （平塚市）	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討 26 年度当初にかながわ農業アカデミー及び畜産技術所を単独事務所として設置	
7	健康医療局	保健福祉事務所 （４機関４支所） ［行政機関］ 【法令必置】 （平塚市ほか）	茅ケ崎は、29 年度当初に保健所機能を茅ケ崎市へ移譲（寒川町域は委託） 寒川町域の福祉事務所機能は業務運営のあり方を検討	寒川町域の福祉事務所機能について茅ケ崎市への委託を含め、保健と福祉の連携、町民の利便性、サービス水準・専門性の確保等を検討し、33 年度までに結論を出す。
8	産業労働局	かながわ労働センター （３支所） ［行政機関］ （横浜市）	当面、現行の組織体制を維持し、今後、ハローワークのあり方を見据えた中で組織のあり方を検討	地方版ハローワークに国と同等の機能、権限が付与されるよう、引き続き他の自治体と連携して、国に要望を行い、その結果を踏まえ 33 年度までに結論を出す。
9	教育局	学校事務センター （横浜市）	給与事務センターと再編・統合	再編・統合に向けて、制度運用の簡素化・統一化や執務場所等を検討し、33 年度までに結論を出す。

Ⅲ　「かながわグランドデザイン　第２期実施計画　点検報告書（案）」について

１　趣旨

平成27年７月に「かながわグランドデザイン　第２期実施計画」（以下「第２期実施計画」という。）を策定し、計画を推進してきたが、30年度は「第２期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

政策のマネジメント・サイクルでは、計画の最終年度において、政策全般について点検を行うこととしている。

また、「かながわグランドデザイン　基本構想」（以下「基本構想」という。）についても、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしている。

そこで、「基本構想」及び「第２期実施計画」の点検を行い、神奈川県総合計画審議会の審議を経て、その点検結果について、県民との情報共有を図るため、「かながわグランドデザイン　第２期実施計画　点検報告書（案）」（以下「点検報告書（案）」という。）としてとりまとめた。

２　経過

- 平成30年６月開催の神奈川県総合計画審議会で、「『第２期実施計画』点検基本方針」を審議、了承された。
- 平成30年11月開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（素案）」を審議、了承された。
- 平成30年12月21日から平成31年１月21日まで「点検報告書（素案）」に関する県民意見募集等を実施した。
- 平成31年２月開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（案）」を審議、了承された。

３　「点検報告書（案）」の概要＜「参考資料１」参照＞

(1)　「基本構想」の点検

「基本構想」とりまとめ以降の社会環境の変化を、客観的な統計や指標により把握したところ、少子化、高齢化や人口動向などに関し、とりまとめ時に整理した社会環境の変化の傾向が継続しており、引き続き基本目標に向けた取組みを進めていく必要がある。

(2)　「第２期実施計画」の点検

ア　プロジェクトの点検

23のプロジェクトごとに、次のとおり点検を行った。

・　「総合分析」として、プロジェクトのねらいに向けた取組みの全体像を整理した。

・　「数値目標の達成状況」として、計画期間４年分の達成状況を示すとともに、その要因を分析した。また「主な取組みと成果」として、４年間の主な取組みと成果を明らかにした。

・　「プロジェクトをとりまく状況」として、プロジェクトに関連する社会環境の変化を整理し、そうした社会環境の変化などを踏まえ、今後検討していくべき課題や方向性について、「今後に向けた検討事項」として整理した。

イ　主要施策の点検

政策分野別、地域別に４年間の取組状況を整理し、特に地域別については実施した主な事業箇所を地図上に示した。

ウ　ＳＤＧｓを座標軸とした検証

県の施策がＳＤＧｓとどのように関連しているかを把握するため、主要施策とＳＤＧｓの関係を整理した。

４　県民意見募集等

県民からの意見を募集するとともに、市町村に対して意見照会を行った。

(1)　実施期間

平成30年12月21日～平成31年１月21日

(2)　実施方法

ア　周知方法

県のたより・県ホームページへの掲載、県機関・県内市町村・県内図書館等での概要版（パンフレット）の配架等

イ　意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、インターネットメール等

(3)　意見数

138件（うち県民125件、市町村13件）

ア　分野別の件数

分野	件数	分野	件数
エネルギー・環境	９件	教育・子育て	14件
安全・安心	12件	県民生活	36件
産業・労働	22件	県土・まちづくり	23件
健康・福祉	16件	計画全般（その他）	６件
		合　計	138件

イ　主な意見

- 食品の廃棄が多いので、ただ捨てるのではなく、リサイクル等が必要である。
- 高齢化や人口減少の中で、地域の防犯を強化する必要がある。
- 観光施策では、宿泊を推進する必要がある。
- 若い頃から未病を意識するよう促す必要がある。
- 仕事と子育てが両立できる環境づくりが必要である。
- オリンピック終了後もスポーツを盛り上げていく必要がある。

ウ　反映状況

区分	件数
点検報告書（案）に反映しました	60件
既に取り組んでいます	31件
今後の取組みの参考とします	46件
反映できません	1件

５　今後の予定

平成31年３月　「第２期実施計画　点検報告書」公表

Ⅳ　市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けた取組みについて

１　目的

人口減少・超高齢社会の到来により、自治体を取り巻く環境が変化する中で、市町村が将来にわたり行政サービスを持続的に提供できるよう、「権限移譲のあり方」、「専門人材の確保等」、「公共施設の老朽化対策」について、市町村の課題認識も踏まえて県内各地域の特性に応じた検討を行い、今後の取組みにつなげることとした。

２　経過

平成30年５月　　市長会議及び町村長会議において取組みの考え方を説明・意見交換

６～12月　　県・市町村間行財政システム改革推進協議会の下に企画部会を設置

ワーキンググループ等における検討

平成31年２月　　検討結果のとりまとめ

３　取組内容＜「参考資料２」参照＞

(1)　権限移譲のあり方

ア　検討プロセス

処理件数が極端に少ない事務や、専門人材不足により事務執行に支障を来す事務等について、市町村と意見交換を行うとともに、アンケート調査を実施し、回答のあった事務のうち、現時点で見直し対象とすることのできる事務を中心に、個別に課題別ワーキング等を開催し、事務ごとの対応を検討した。

イ　当面の主な取組み

住民の利便性向上や事務の効率化等に資する市町村への権限移譲は、引き続き推進する一方で、市町村単位では事務発生件数が極端に少ない権限や、専門人材の確保・育成が困難で、今後の事務執行に支障を来す権限等については、事務処理特例条例の改正による移譲事務の県への引上げや県への事務委託も含めて検討する。

また、社会経済情勢の変化に伴い、必要性や意義が薄れている事務事業について、事務を担う市町村の意向も踏まえて廃止等を国へ提案する。

ウ　今後の対応

市町村との協議が整った事務権限から事務処理特例条例の改正等を行い、平成32年度以降、順次見直しを行う。

(2)　専門人材の確保等

ア　検討プロセス

県・市町村それぞれの実務担当者や市町村人事主管課等と意見交換を行い、市町村の個別の取組みでは対応が困難な専門人材の採用や育成等について、県による補完の方策を検討した。

イ　当面の主な取組み

県の保健師・土木職等の専門職員の派遣を希望する市町村に対し、中長期的に可能な限り県から職員を派遣するため、必要な専門人材を県において計画的に採用するとともに、一定以上の職務経験を持つ職員を、市町村の費用負担によりローテーションで派遣する。

また、市町村の多様な交流ニーズに対応するため、既存の職員交流の仕組みを柔軟に活用するとともに、県職員向けの研修に参加する機会を市町村にも提供する等により、人材育成方策の強化を図る。

ウ　今後の対応

専門人材等の採用については、市町村の派遣希望を把握した上で県の職員採用計画に反映し、最短で平成32年度からの実施を目指す。

その他の取組みについては、準備が整い次第速やかに実施する。

(3)　公共施設の老朽化対策

ア　検討プロセス

県・市町村の施設関係担当者を対象とした研修及び情報交換を行うとともに、国との間で、市町村の公共施設の更新に向けた計画に関する情報や、全国の施設マネジメントに向けた取組事例を共有した。

イ　当面の主な取組み

合築等のタイミングを逃すことのないよう、県市町村課に相談窓口を設置し、国・県・市町村のつなぎ役となるとともに、相談のあった案件ごとに、関係市町村等との調整を行う。

また、国・県・市町村が構成員となる連絡会議を設置し、県内の公共施設に係る情報交換や、施設マネジメントに関する研修・意見交換を定期的に行う。

ウ　今後の対応

相談窓口や連絡会議の設置は、平成31年度前半に行う。

また、平成32年度中に策定される予定の各市町村の個別施設計画の内容等を踏まえ、更なるマッチングを図る。

Ⅴ　新まなびや計画の取組状況について

1　新まなびや計画の概要

(1)　概要と整備スケジュール

期間 / 項目	第１期 (H28～31)	第２期 (H32～35)	第３期 (H36～39)
耐震対策	小規模補強工事等		
老朽化対策	緊急対策工事、長寿命化対策工事等		
トイレ環境改善	便器の洋式化、排水管更新等		
空調設備整備	使用頻度の高い特別教室等の空調設備整備		
高校改革推進	校舎の増改築、改修		
特別支援学校施設整備	新校等整備、耐震・老朽化対策等		

(2)　整備事業費

平成28年度～39年度の12年間で1,500億円程度

なお、毎年度の具体的な施設整備については、予算審議を経て事業計画や整備手法を検討する。

2　平成30年度までの取組状況

(1)　耐震対策

校種	対象(棟)	内容	実績(H30まで) 棟数 注1	実績(H30まで) 進捗率	見込(H31まで) 棟数 注1	見込(H31まで) 進捗率
高校	197	着手 注2	82(31)	41%	134(52)	68%
		完成	14(10)	7%	36(22)	18%
特別支援学校	12	着手 注2	12(7)	100%	12(－)	100%
		完成	2(2)	16%	4(2)	33%
計	209	着手 注2	94(38)	44%	146(52)	69%
		完成	16(12)	7%	40(24)	19%

(注1)累計。()内は当該年度棟数

(注2)耐震化工事実施に向け、既に設計業務(仮設校舎含む)に取り組んでいるもの

【耐震化率※(H30年度末)】高校 76%　特別支援学校 92%

※新まなびや計画以前の実施分を含む。

(2)　トイレ環境改善

校種	対象(棟)	内容	実績(H30まで) 棟数 注1	実績(H30まで) 進捗率	見込(H31まで) 棟数 注1	見込(H31まで) 進捗率
高校 注2	304	完成	48(39)	15%	113(65)	37%
特別支援学校	79	完成	43(37)	54%	79(36)	100%
計	383	完成	91(76)	23%	192(101)	50%

(注1)累計。()内は当該年度棟数

(注2)中等教育学校含む

【洋式化率(H30年度末)】高校 42%　特別支援学校 86%

(3)　その他

ア　老朽化対策

【老朽化緊急対策※】H28年度　藤沢工科高校など44校
H29年度　茅ケ崎高校など30校

※緊急対策が必要な老朽箇所を28･29年度に集中的に実施

【耐震化と併せた老朽化対策】H29年度　鶴見高校など７校
H30年度　柏陽高校など14校

イ　高校改革推進　H30年度【調査・設計】吉田島高校など５校
【整備工事】高浜高校など３校

ウ　特別支援学校施設整備　H30年度【調査・設計】小田原養護学校湯河原･真鶴方面分教室
【整備工事】横浜北部方面特別支援学校など２校

3　平成31年度の取組(平成31年度当初予算額17,722,116千円)

(1)　耐震・老朽化対策（6,958,467千円）

【調査・設計】寒川高校など45校
【耐震化工事】耐震補強工事　光陵高校など25校（38棟）
【耐震化と併せた老朽化対策】二俣川看護福祉高校など13校（18棟）
【仮 設 対 応】相模原養護学校など47校
【除 却 工 事】大磯高校など２校

(2)　トイレ環境改善（5,219,554 千円）

【整 備 工 事】城郷高校など84校（101棟）

(3)　空調設備整備　（50,290 千円）

【調査・設計】平成31年度は平成32年度工事の設計等を実施

(4)　高校改革推進（2,484,105 千円）

【調査・設計】神奈川総合高校など５校
【整 備 工 事】横浜国際高校など５校

(5)　特別支援学校施設整備（3,009,700千円）

【整 備 工 事】横浜北部方面特別支援学校など２校

4　その他

県立学校におけるバリアフリー化の推進（795,674千円※）

【トイレ環境改善】県立学校でみんなのトイレを整備
【高校改革推進】横浜国際高校など２校でエレベーター等整備
【特別支援学校施設整備】横浜北部方面特別支援学校のエレベーター等整備

※新まなびや計画(再掲)と各所営繕で措置する15,000千円を含む

Ⅵ　教員の働き方改革の推進について

１　経緯

○　学校現場では、社会環境の変化に伴い、いじめ、不登校や子どもの貧困問題、グローバル教育などの新しい教育への対応など、学校における課題が複雑化・困難化し、教員の精神的・身体的負担も大きくなっており、子どもたちと向き合う時間を確保していくことは、喫緊の課題である。

○　神奈川県教育委員会では、教員の働き方改革を進めるためには、教員の勤務時間の実態把握が必要であることから、平成29年度に県立学校及び県所管の市町村立学校教員の勤務実態調査を実施した。その結果、本県における教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなった。

○　神奈川県教育委員会では、県立学校勤務実態調査の結果を踏まえ、外部有識者等に教員の働き方改革に関する県教育委員会の課題や取組について、意見を求めるため、「県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会」（以下、「懇話会」という）を平成29年12月に設置し、意見を聴取した。

○　懇話会の意見や市町村立学校勤務実態調査の結果、さらに国の動向等を踏まえて、「できることから、速やかに」の考えの下、平成30年度における取組等に関して平成30年３月に「神奈川の教員の働き方改革に関する当面の方策について」をとりまとめた。

○　平成30年４月に今後の教員の働き方改革に関する取組等に関して総合的・抜本的に議論をするため、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」（以下、「協議会」という）を設置し検討を進めている。

○　一方、国においては、平成29年６月22日に文部科学大臣が中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、平成31年１月25日に「答申」が提出された。

○　同日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定した。

○　また、教員の多忙化の要因の一つである部活動については、平成30年３月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「運動部活動のガイドライン」という）の策定を行った。

２　県教育委員会の当面の方策

(1)　平成30年度における主な取組

ア　県立学校に対する主な取組

(ｱ)　様々な教育課題に対する組織的な取組の推進

①ハイスクール人材バンクの活用

②スクールカウンセラーの活用

③スクールソーシャルワーカーの活用

④業務アシスタントの全校配置※

(ｲ)　学校が行う業務の精選等による負担軽減

①県教育委員会が行う調査の削減等

②県立高校全校での部活動休養日の設定

③部活動指導員の配置

(ｳ)　ＩＣＴの活用による校務処理の一層の迅速化、効率化の促進

①校務パソコンの整備

②学校ホームページの改善

イ　市町村立学校に対する主な支援策

(ｱ)　学校経営アドバイザーの派遣

(ｲ)　部活動休養日の設定の促進

(ｳ)　部活動指導員の配置支援

(ｴ)　教員以外の専門スタッフの活用

①スクールカウンセラーの活用

②スクールソーシャルワーカーの活用

※　業務アシスタントの配置効果に係る調査結果

①対象校　　県立学校15校（高等学校13校・特別支援学校２校）

②対象職員　副校長、教頭、総括教諭、教諭　499名

③調査時期　平成30年10月

④回答数　　489名(98.0%)

⑤回答結果　活用している教員の評価(業務アシスタントの活用が週平均２回以上の教員(219名)の内訳)

＜役立っているか＞　(%)

役に立っている	87.6
どちらかというと役に立っている	10.5
どちらともいえない	1.4
どちらかというと役に立っていない	0.5
役に立っていない	0.0

＜勤務時間の変化＞　(%)

定時退庁ができるようになった	4.9
時間外業務の縮減	53.1
土日の出勤回数や出勤時間の縮減	13.4
変化なし	28.6

(2)　「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」等の策定(平成30年４月)

○　県・県教育委員会「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」（以下、「県の方針」という）を策定(文化部にも適用)

・　都道府県は、平成30年３月にスポーツ庁が策定した運動部活動のガイドラインに則り、方針を策定

・　市町村教育委員会、学校法人等の学校の設置者は、運動部活動の

ガイドラインに則り、県の方針を参考に、設置する学校の方針を策定

○　県教育委員会「神奈川県立学校に係る部活動の方針」を策定（文化部にも適用）

・　県立高等学校、中等教育学校、特別支援学校に適用

(3)　神奈川の教員の働き方改革検討協議会の設置（平成30年４月）

県立学校勤務実態調査及び市町村立学校勤務実態調査の結果、さらに国の動向等を踏まえて設置。学識者、市町村教育委員会、学校長等から構成

ア　開催状況

２回開催（平成31年３月22日に第３回協議会を開催予定）

その他、協議会の下に設置した県立学校部会、市町村立学校部会を各３回開催

イ　主な協議内容

①個別業務の役割分担及び適正化、②勤務時間、③教員の意識改革、④学校を支える人員体制、⑤定数改善　等

３　国の動き

(1)　中央教育審議会「答申」（平成31年１月25日）

学校における働き方改革を強力に推進するために、以下のような視点から検討し、取組をまとめた。

①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

③学校の組織運営体制の在り方

④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

(2)　文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年１月25日）

学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定した。

①対象となる勤務時間：在校等時間（学校行事や職員会議等いわゆる「超勤４項目※」以外の業務も含む）

②上限（時間外）の目安時間

（原則）１月について45時間

１年について360時間

ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務をせざるを得ない場合は１年について720時間　等

※　「超勤４項目」政令で定める基準
①校外実習その他生徒の実習に関する業務
②修学旅行その他学校の行事に関する業務
③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

４　今後について

(1)　平成31年度における主な取組

ア　県立学校に対する主な取組

①県立特別支援学校への学校警備員の配置
②スクールカウンセラーの活用
③スクールソーシャルワーカーの活用
④業務アシスタントの全校配置

イ　市町村立学校に対する主な支援策

①小学校外国語教育（英語）における指導体制の充実
②教育相談コーディネーターの後補充非常勤講師の配置（小学校）
③スクールカウンセラーの活用
④スクールソーシャルワーカーの活用

(2)　神奈川の教員の働き方改革検討協議会からの意見(最終まとめ)(平成31年３月予定)

協議会から今後の教員の働き方改革に向けた取組に関する方向性について、意見が取りまとめられる。

(3)　神奈川の教員の働き方改革に関する指針(仮称)(平成31年度前半予定)

教員の長時間勤務を是正し、ワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、神奈川の教育の質の向上を図るため、現在、議論が進められている協議会での最終まとめの意見や国の動向などを踏まえ、学校における業務の役割分担や適正化、教員の意識改革や時間外勤務の上限の目安の設定などを含めた「神奈川の教員の働き方改革に関する指針(仮称)」を策定していく。

(4)　「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」等の改定（平成31年３月予定）

県は、県の方針の中で、部活動休養日について、年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する部活動休養日を設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週休日に必ず休養日を設定するよう明示したが、スポーツ庁から１日の部活動時間の数値を明示するよう指摘を受けたことから、運動部活動のガイドラインに示されている部活動の１日の活動時間などを明示するため、平成31年３月に県の方針の改定を行う。

併せて、県の方針は、運動部活動と文化部活動の区別なく策定しているため、文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の中で運動部活動のガイドラインには示されていない内容について精査し、改定を行う。

なお、県立学校を対象とした「神奈川県立学校に係る部活動の方針」も同様の趣旨で改定を行う。

また、各市町村は、スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドラインに則り、県の方針を参考に、各市町村の方針の策定又は改定を行う。

Ⅶ　平成 32 年度再編・統合対象校の設置計画（案）について

1　趣旨

(1)　経緯

県立高校改革を進めるため、平成 28 年１月に中長期(概ね 15 年間)を展望し、教育内容、学校経営、高校の再編・統合等に係る 12 年間の実施計画(全体)及び、最初の４年間の取組みや対象校名を明示した実施計画(Ⅰ期)を策定した。

この実施計画(Ⅰ期)に基づき、平成 32 年度に再編・統合を行う対象校について、平成 30 年第３回定例会文教常任委員会にて報告した対象校ごとの設置基本計画案をもとにさらに検討を重ね、設置計画（案）を作成した。

(2)　平成 32 年度再編・統合対象校の設置計画（案）について

再編・統合の目的、考え方、教育内容等の基本を定めた設置基本計画案をもとに、次の下線部の内容を追記するとともに、教育課程を中心に、より詳細な記載内容とした。

ア　主な内容

- 再編・統合の実施年度
- 設置形態（新校の課程・学科、<u>日課表</u>等）
- 設置の目的（再編・統合の目的）
- 基本的コンセプト（基本的な教育の内容や方法）
- 教育課程等（特徴的な教育内容及び<u>再編・統合の特色を生かした科目の説明</u>等）

2　平成 32 年度再編・統合対象校の設置計画（案）の概要

(1)　対象校

再編・統合の内容	対象校
横浜南西地域における再編・統合	氷取沢高校・磯子高校(学年制による全日制の普通科を設置)
横須賀三浦・湘南地域における再編・統合	横須賀明光高校・大楠高校(学年制による全日制の普通科クリエイティブスクールと福祉に関する学科を設置)
中・県西地域における再編・統合	平塚農業高校(全日制)・平塚商業高校(全日制)(学年制による全日制の農業に関する学科と商業に関する学科を設置)
中・県西地域における再編・統合	高浜高校・平塚商業高校(定時制)(学年制による全日制の普通科と単位制による定時制の普通科を設置)

※県央・相模原地域における再編・統合(弥栄高校・相模原青陵高校)の設置計画は、平成 29 年度の学科改編に際し、平成 28 年 10 月に策定済み

3　今後の予定

平成 31 年	３月	設置計画(案)を教育委員会会議に付議
	９月	平成 32 年度再編・統合に伴う設置条例の改正を県議会第３回定例会に提案
	10 月	平成 32 年度再編・統合に伴う設置規則の改正を教育委員会会議に付議
	11 月	新校の設置
平成 32 年	４月	平成 32 年度再編・統合による新しい学校として教育活動を開始

Ⅷ　県立横浜国際高等学校の「国際バカロレア校」認定について

1　趣旨

(1)　経緯

県教育委員会は、平成28年度からスタートした県立高校改革実施計画（Ⅰ期）において、グローバル化に対応した先進的な教育を推進するため、横浜国際高等学校を「国際バカロレア認定推進校」に指定し、国際バカロレア機構（ＩＢＯ）からの認定に向けて取り組んできた。

平成30年３月１日　「国際バカロレア候補校」として認定
平成31年２月21日　「国際バカロレア校」として認定

※　国際バカロレアとは、1960年代にスイスで開発された、世界各国の学校で導入されている教育プログラム。多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的とした教育

(2)　県立横浜国際高等学校国際科「国際バカロレアコース」について

「国際バカロレアコース」では、国際的に認められている大学入学資格である「国際バカロレア・ディプロマ資格」を取得できる「ディプロマ・プログラム（ＤＰ）」による授業を展開する。

平成31年度入学者選抜において、選抜を実施した。（定員25名）

※　「国際バカロレアコース」のカリキュラムは、高等学校学習指導要領とＩＢＯが定める教育内容の両方を満たしている。必要な科目を履修し、所定の単位を修得すると高等学校卒業資格を取得できるとともに、ＤＰにおける学校内の評価及びＩＢＯによる世界共通の統一試験等の評価がＩＢＯの基準を満たすと「国際バカロレア・ディプロマ資格」を取得

※　「国際バカロレアコース」の平成31年度入学者選抜状況

	募集定員	受検者数
国際バカロレアコース	２０名	２３名
同　（海外帰国生徒特別募集）	５名	７名

２　今後の予定

平成31年４月　国際科国際バカロレアコース１期生入学

※　１年次 12 月までは、高等学校学習指導要領に基づく教育課程を中心に実施し、１年次１月からはＤＰを中心に実施

平成 32 年３月　横浜国際高等学校内に国際バカロレア新校舎完成

４月　新校舎における教育活動を開始

【参考】国内の認定の状況（ＤＰ）（平成 31 年１月現在）

公立４校（国立２校、都立１校、市立１校）

私立 22 校

インターナショナル・スクール 16 校　　計 42 校

県内の認定の状況（ＤＰ）（平成 31 年１月現在）

私立１校（法政大学国際高等学校）

インターナショナル・スクール３校　　計４校

Ⅸ　「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～（案）」について

平成26年４月に策定した「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画」の計画期間が、平成31年３月で終了するため、新たに「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画」（以下「第四次計画」という。）の策定に取り組んでおり、平成30年12月の本常任委員会に第四次計画素案を報告した。

今回は、第四次計画素案に対する県民意見募集（パブリックコメント）の実施の結果等及び第四次計画案について報告する。

１　第四次計画素案に対する県民意見募集の実施結果等

(1) 県民意見募集期間等

ア　募集期間　　平成30年12月27日～平成31年1月25日

イ　周知の方法

(ｱ) 県の窓口による配架（県政情報センター、各地域県政情報コーナー、県立図書館、県立川崎図書館、各教育事務所、生涯学習課）

(ｲ) 県のホームページによる情報提供

ウ　意見の提出方法

フォームメール、ファクシミリ、郵送

(2) 実施結果

ア　意見の提出件数　112件

（フォームメール92件、ファクシミリ２件、郵送18件）

イ　意見の内訳（素案の構成順）

意見の区分	件数
① 子どもの読書活動をめぐる動向に関するもの	2
② 第三次計画の取組・成果と課題に関するもの	4
③ 第四次計画の基本方針・体系に関するもの	12
④ 子どもが読書に親しむことを支える人づくりに関するもの	23
⑤ 子どもが読書に親しむための環境づくりに関するもの	43
⑥ 子どもが読書に親しむための情報収集・発信に関するもの	3
⑦ 全般に関するもの	5
⑧ その他	20
合　　計	112

ウ　意見の反映状況

反　映　区　分	件数
①　第四次計画案に反映した意見	34
②　今後の計画の推進にあたり参考とする意見	63
③　素案に反映済みの意見	3
④　第四次計画案に反映できない意見	3
⑤　その他	9
合　　計	112

エ　主な意見

(ｱ)　第四次計画案に反映した意見

○ 第３章Ⅲ「第四次計画の体系」は、全体をまとめたものなので巻末に掲載した方がよい。

○ 第４章Ⅱ「69 の具体的取組」の２(５)にある「ブックリストの改訂と活用」「優良図書の普及啓発」だが、どんな本を選んだらよいか困っているという話を聞くことがあり、優良図書のＵＲＬについても、参考資料に掲載した方がよい。

(ｲ) 今後の計画の推進にあたり参考とする意見

○ ビブリオバトルやポップコンクールなど競争的要素も盛り込みつつ楽しみながら紹介し合えるような「具体的な事例」を「ガイドブック」に掲載していただけるとよい。

○ 学校図書ボランティアは読み聞かせだけではなく、環境整備においても力を発揮している。その点も認め、さらなる協力を求めていけるとよい。

(ｳ) 素案に反映済みの意見

○ 文科省の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」では新しい項目建てとして第４章Ⅰ「発達段階に応じた取組」とⅤ「子供の読書への関心を高める取組」が入りました。県として、この部分についてどのように考え、検討したのか。

○ カリキュラム的に厳しいとは思うが、授業や学校行事の中で、読書に取り組む時間を少しでも設けた方がよい。

(ｴ) 第四次計画案に反映できない意見

○ 第４章Ⅱ「69 の具体的取組」の３(４)にある読書ボランティア団体等の活動紹介に書かれている「学校等や公立図書館などで積極的に活動している読書ボランティア団体等を広く紹介する・・・」において、「等」、「など」、表現が重複しているので、「学校等」の「等」を削除したほうがよい。

○ 「保護者や教員等、大人自身が本気で読書のだいご味を実感す

る再教育プログラム」の開発・普及についても記載してはどうか。

(ｵ) その他

○ 神奈川県の「ともに生きる」の考えからも支援を要する子どもに向けた取組が多く書かれているのが、とても良いと思いました。

○ 生涯読書につなげるためにも、「めざす子どもの姿」にある「本を糧とし、～」という子どもの姿は今の子どもたちに必要なことである。

2　第四次計画案

(1)　第四次計画案の構成と県民意見の反映状況等

県民意見結果及び学校、図書館、行政など、関係機関から構成される「神奈川県子ども読書活動推進会議」（以下「推進会議」という。）の意見を踏まえ、次のとおり第四次計画案を策定した。

案	素　案
第１章　子どもの読書活動をめぐる動向	**第１章　子どもの読書活動をめぐる動向**
Ⅰ　子どもにとっての読書活動の意義	Ⅰ　子どもにとっての読書活動の意義
Ⅱ　子どもの読書活動をめぐる国・本県・県内市町村の動向 （意見を反映して変更した内容） ・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の追記（１頁～２頁） ・本計画で対象とする「読書」の考え方を追記（３頁）　等	Ⅱ　子どもの読書活動をめぐる国・本県・県内市町村の動向
Ⅲ　子どもの読書活動の状況	Ⅲ　子どもの読書活動の状況
第２章　第三次計画期間における取組	**第２章　第三次計画期間における取組**
Ⅰ　取組の成果 （意見を反映して変更した内容） ・学校図書館において、重要な役割を果たしている司書教諭について追記（５頁）　等	Ⅰ　取組の成果
Ⅱ　課題	Ⅱ　課題
第３章　第四次計画の基本的な考え方と推進方針	**第３章　第四次計画の基本的な考え方と推進方針**
Ⅰ　基本的な考え方 （意見を反映して変更した内容） ・第四次計画の目標である「進捗率」を「増加ポイント」に呼称変更（９頁）	Ⅰ　基本的な考え方

Ⅱ　推進体制	Ⅱ　推進体制
	Ⅲ　第四次計画の体系
第４章　第四次計画推進のための方向性	**第４章　第四次計画推進のための方向性**
Ⅰ「子どもと本をつなぐ」プロジェクトの５つのアクション （意見を反映して変更した内容） ・保育所や認定こども園も対象であるため、「学校」を「学校等」に修正し、「家庭・地域」を追記(13頁)　等	Ⅰ「子どもと本をつなぐ」プロジェクトの５つのアクション
Ⅱ　具体的取組 （意見を反映して変更した内容） ・「大学図書館との連携の促進」を「大学等の専門的な図書館との連携の促進」に変更（31頁）　等 ※推進会議の意見により、表題を「具体的取組」に変更（14頁） ※その他、「ともに生きる社会　かながわ憲章」を追記(30頁)	Ⅱ　69の具体的取組
Ⅲ　第四次計画の体系 （意見を反映して変更した内容） ・計画全体の体系を示したものであるため、掲載箇所を巻末に変更(38頁)	
【参考資料・情報提供】 （意見を反映して変更した内容） ・子どもの心へ届けたい本　優良図書の情報（ＵＲＬ）を追記(39頁) ※推進会議の意見により、新たに神奈川県立の図書館と神奈川近代文学館の情報（ＵＲＬ）を追記（39頁）	**【参考資料・情報提供】**

(2)　今後の予定

平成 31 年３月　教育委員会会議に報告
第四次計画策定

X　県立図書館再整備の状況と今後の取組等について

平成 28 年 10 月に策定した「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方」において、現収蔵庫を除却して新たに建築する新棟を「価値を創造する図書館」、現本館を「魅せる図書館」、現新館を「収蔵庫」として、平成 29 年度以降、概ね 7 年程度の期間をかけて順次再整備することとしている。

今回は、平成 30 年度に実施している、新棟新築工事調査設計及び本館外構改修工事基本・実施設計の状況並びに平成 31 年度以降の取組等について報告する。

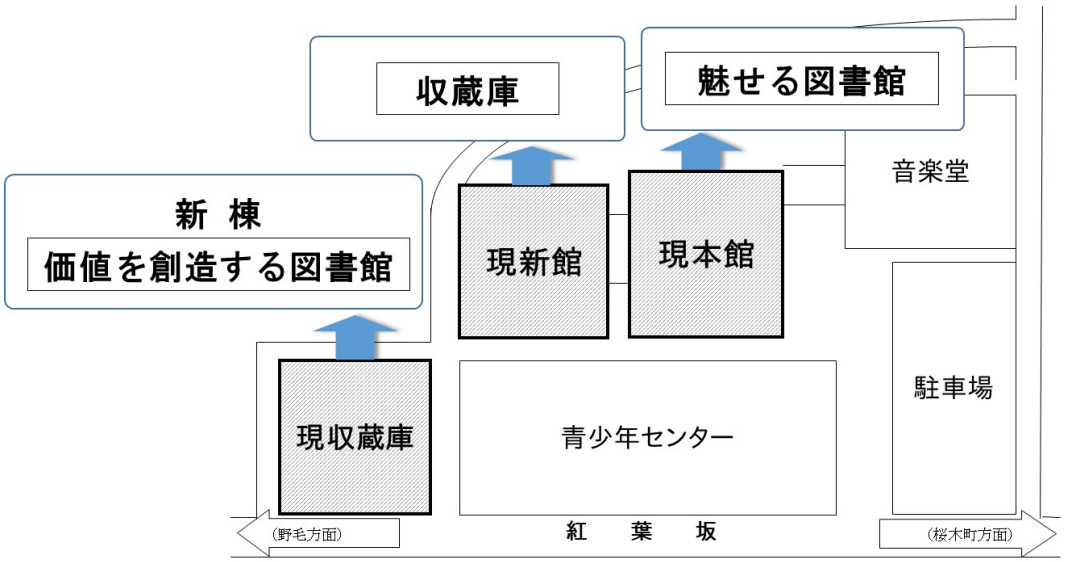

1　平成 30 年度の取組状況

(1) 新棟新築工事調査設計の概要

ア　目的

「価値を創造する図書館」の具体化に向け、利用者が学びを深めるとともに、利用者同士がともに交流することができるような施設構成とすることで、県民の生涯学習の推進や社会参加による自己実現等を支援する機能を備えた施設とする。

イ　進め方

本業務は、教育委員会から県土整備局に依頼して実施しているもので、同局がプロポーザル方式により業者を選定し、株式会社奥野設計に委託している。

また、新棟の機能の具体化にあたっては、図書館の運営等に精通した外部有識者の意見等を参考にしながら、関係者が連携して進めている。

ウ　調査設計の主な内容

(ｱ)　来館者が入館しやすいような明るく開放感のある施設とするため、エントランスはガラス張りとし、閲覧室には、採光のためのスリットガラスを設置する。また、主な閲覧フロアは、収蔵量を確保し、重厚な空間を創出するため、膨大な蔵書量を体感できる壁面書架や開架の集密書架を設置する。

(ｲ)　利用者が、休憩したり考えを深めたりすることができるよう、リラックスして飲食や会話を楽しむことができるスペースを設ける。

(ｳ)　利用者同士の交流を支援するため、ディスカッションや講座を行う部屋を設置するとともに、集中して学ぶことができるよう、個室の研究スペースも設置する。

※　新棟の設計にあたっては、県立図書館本館や青少年センターなど、前川國男氏が設計した紅葉ケ丘地域の県有施設（以下「前川建築」という。）の意匠との統一感に配慮しながら検討を進めている。

(2)　本館外構改修工事基本・実施設計の概要

ア　目的

前川建築の魅力を引き出し、賑わいの創出につなげるため、ラグビーW杯開催までに、同地域の景観の改善と回遊性の向上を図る工事を行う。

整備にあたっては、福祉子どもみらい局で実施している、県立青少年センター前駐車場等のもみじ坂景観改善工事と連携しながら進めていく。

イ　進め方

本設計業務は、前川國男氏が設立し、その設計思想や構造等に精通している株式会社前川建築設計事務所に委託している。

ウ　基本・実施設計の主な内容

(ｱ)　県立図書館や県立音楽堂から、横浜能楽堂に抜ける通路を整備するとともに、前川建築が持つモダニズム建築の価値を最大限発揮するよう、舗装や照明を竣工当時の意匠としていく。

(ｲ) 建物本来の美しさを引き出すため、北側庭園等の植栽を整理するとともに、利用者が散策を楽しみながら、横浜能楽堂方面へ通り抜けられるよう、遊歩道や庭園灯を設置することで、北側庭園を整備する。

舗装のイメージ

照明のイメージ

2　平成31年度に予定している取組

(1) 新棟新築工事基本・実施設計

ア　予算額　132,000千円

イ　内容

平成30年度に実施した調査設計を踏まえ、新棟新築工事に必要な基本・実施設計を行う。

ウ　予定

４月　契約、設計業務開始

(2) 県立図書館本館外構等改修工事

ア　予算額　89,000千円

イ　内容

平成30年度に実施した基本・実施設計を踏まえ、県立図書館や県立音楽堂から横浜能楽堂方面に抜ける通路の整備工事及び本館建物周辺の植栽の整理や遊歩道等の設置による北側庭園の整備工事を行う。

ウ　予定

４月　契約、着工（竣工目途：本年８月末）

(3) その他

ア　現収蔵庫の除却工事、周辺家屋の調査等
（予算額 222,000 千円）

イ　現収蔵庫の除却に伴う外部書庫の借上げ等
（予算額 4,749 千円）

ウ　現新館を収蔵庫として整備するために必要な構造や耐荷重等の調査（予算額 7,293 千円）

3　平成 32 年度以降の取組

○　新棟新築工事

○　現新館を「収蔵庫」として整備するための設計・改修工事

○　現本館を耐震化し、「魅せる図書館」として整備するための設計・改修工事

等を順次実施予定